

【足立区労働報酬審議会】会議録

会 議 名	令和5年度 第1回 足立区労働報酬審議会		
事 務 局	総務部 契約課		
開催年月日	令和5年9月27日(水)		
開催時間	午前10時00分 ~ 午前11時55分		
開催場所	足立区役所11階 契約課入札室		
出席者	渡部 典子 会長	小倉 絵里 副会長	田中 克己 委員
	設楽 潔 委員	北野 元一 委員	早川 勝久 委員
欠席者	なし		
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>議案第1号 令和4年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について</p> <p>議案第2号 令和5年度公契約条例適用契約について</p> <p>議案第3号 公契約条例アンケート調査の実施結果及び条例の見直し検討について</p> <p>議案第4号 令和6年度労働報酬下限額の算定方法等について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>		
資料	審議資料		
その他			

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

2 議事

◆会議の公開について

○渡部会長

審議会は公開としていますが、非公開情報とされているものに関する質疑があった場合には審議会を一旦中断し、議事を非公開としたいと考えますがいかがでしょうか。

—全委員了承—

◆議案第1号 令和4年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について

○早川委員

本来は相応の技能技術がありながら、賃金単価を抑えるために普通作業員とされてしまうことも考えられるところから、普通作業員の割合をできれば出していただきたいというお話を、労働者側からさせていただいています。それを出していただくようお願いいたします。

○工事契約係長

前回と同様の資料ということですね。申し訳ありません、次回用意させていただきます。

○早川委員

次回よろしくお願ひします。併せて軽作業員の方もお願いします。

◆議案第2号 令和5年度公契約条例適用契約について

【契約課長が議案について説明】

(質疑なし)

◆議案第3号 公契約条例アンケート調査の実施結果及び条例の見直し検討について

○契約課長

令和4年にアンケートを行うというところまでのご報告しております。今回はその結果と、その結果を受けて区としてどういうふうにご契約条例を見直していくのか、もちろん現状維持するという考え方もありますが、それについてのご意見等をいただきたいということで議案とさせていただきました。

アンケート結果については本日も机上に配付させていただいておりますので、ご参照ください。

次に、アンケートを実施して浮かび上がってきた課題を、2の(1)から(3)でお示ししております。

一つ目は、条例の適用範囲というところになります。これにつきましては、別添資料の資料1をご覧ください。賃金条項まで定めている公契約条例導入自治体の状況についてになります。28自治体が導入順に並んでおります。足立区は8番目に導入しました。各自治体が工事、委託、指定管理ごとに、いくら以上を対象にしているかということに記載しております。足立区は1億8千万以上の工事を対象にしておりますが、それよりも高く設定しているのは川崎市のみで、同じ金額は江戸川区、中野区で、足立区の工事の設定は高い方だと思います。委託については9千万円以上、ただしすべての業務を対象にしているのではなく一部の業務のみを対象にしております。指定管理については、金額で縛っているところもあり、すべての指定管理を対象にしているところ、内容は保育園、学童、各

種センター等とありますが、足立区はそのうちの一部で、学童や福祉施設は除いておまして、すべてを対象にしているところもある中では、もう少し広げられる可能性があるのではないかということで、適用範囲を今後どうしていくのかについてご意見をいただけたらというのが一つ目です。

二つ目は事業者の負担についてです。事業者から回答をいただいたところでは、6割以上が労働者台帳を作成することについて負担と感じているということでした。現状は台帳を提出していただき、事務局の方で一人ひとりチェックしているわけですが、今後対象を広げていく中で、今の形式では立ち行かなくなるだろうという事務局側の課題もあります。これについては、他自治体の提出書類の状況を表にしておまして、別添資料の資料3になりますが、AからF、労働者台帳型と報告書型に分類しています。ABCが労働者台帳型で、一人ひとりの賃金の状況を確認してもらい、それを行政の方でも確認ができるというものになります。DEFは一人ひとりではなく、例えば工事現場や事業所単位での報告、そうした単位で賃金を支払っているという報告をしてもらい、それにより賃金支払いを担保するというものになります。因みに現状の足立区はCというところで対応しております。資料1になりますが、中ほどの列にAからFとそれぞれ記載してあります。全体のトレンドとすると、先進の導入自治体ではスキームをしっかりと固めようということで労働者台帳型により一人ひとりの確認という形でやられていますが、後発ではDEFが増えてきています。おそらく先進自治体の状況などを聞きながら、落としどころとして、このような形を選択したのではないかと推測しているところですが、足立区として今後どのような方式をとっていくのかということについて、ご

意見をいただけたらと思います。

三つ目は労働者への条例の周知についてです。これは労働者台帳等による確認とセットになるものと考えています。今は事業者から提出された台帳を行政の方でチェックをしていますが、当事者である労働者の認識というものが希薄な状況になっております。そのため労働者への周知、賃金の下限額が決まっているということ、それが守られていないと思ったときに申し出ができることなどの周知を強化することで、労働者台帳等による負担を軽減できるのではないかとことです。そのように一体で考えていくべきではないかということです。こちらについては別添資料の資料4で具体的に書かせていただいています。どういうものを使っていて、それぞれの特徴であるとか、利点、欠点などを整理させていただいております。足立区の現状としては、この資料でいうエのお知らせ・チラシというところでしかできていないという状況です。アからウについてどこまでやっていくのか、事業者と労働者の間で用いることを必須とするのか任意とするのかなどについて、ご意見をいただけたらと考えております。

対象として工事、委託、指定管理とありますが、これについては考え方がそれぞれで違うということを説明させていただきます。委託には人件費比率が高いものと低いものがありますが、工事についてはあまり細かく考えなくてもいいのかなというところが一つありますので、金額がいくらというところだけで決めてしまってよろしいのかなというところが一つ目です。

二つ目は委託ですが、別添資料の資料2をご覧ください。全業務を対象にしている自治体は、ほぼありません。人件費比率が高い業務を抽出して公契約条例の対象にしている自治体がほとんどです。足立区では、表の1か

ら4、受付案内、施設・設備の運転管理、コールセンター、施設の管理運営という、庁舎及び施設における管理等の業務のみを対象としています。足立区の委託の現状としては、対象業務が狭いということが課題になっていると思います。表では11番までの業務に網掛けをしていますが、他自治体の例からも、この辺までが足立区として線を引けるところかなと考えていて、それを素案として受け止めていただければと思います。縦に対象業務を広げつつ金額をどこまで落とせるか、ご意見をいただければと思います。因みに4千万円以上のところまで網掛けをしておりますが、件数としては200件くらいです。私どもとしては、簡易型の報告書形式にすれば何とか対応できるかなと思っている線ではありません。

三つ目は指定管理ですが、現状では保育施設、地域学習センターなどしか対象にしておりません。残っているのが学童、福祉施設ですが、広げるという判断がいただければ、広げられるところかと思っています。今後の検討に向けて、考え方が違うということをお伝えさせていただきました。

なお、席上に資料5の補足資料をお配りしています。現状は1億8千万以上の工事が対象になっているのを、1億円以上又は6千万円以上で線を引きたいということで金額提示をさせていただいていて、これがどういう考え方によるものなのかということに関する資料になります。1億円以上で線を引くと、業者格付としてはABランクですが、このランクの事業者には現状でも対象工事を請け負っていただいております。このABランクで留まるような対象の拡大であれば、事業者の困惑というものがなさるだろうというところで考えたのが、1億円以上という線です。これより下げるとCランクの事業者が入る可

能性があり、これまで対象工事を請け負っていないCランクの事業者が戸惑うことになるだろうということです。そういうことで1億円以上で線を引くというのが資料5の案1と2です。案3では6千万円以上で線を引いていますが、これについては契約の発注の仕方の問題になりまして、予定価格の事前公表か事後公表かというところ、それから入札参加資格審査委員会といたしまして、発注するときに入札参加資格を検討する庁内の会議ですが、その会議の対象案件となる線でもあります。このあたりも参考にしていただいて、工事、委託、指定管理についてご意見をいただけたらと思います。

○早川委員

予定価格が6千万円以上、1億円以上で分けていますが、何故その金額なのでしょう

○契約課長

事業者のランクがABで変わらない線が1億円以上ということです。

○早川委員

1億円以上の工事にはABランクの事業者が入れるということだと思いますが、どうして1億円という線引きにしているのですか。

○契約課長

これは全く別の入札の制度の話になります。

○早川委員

6千万円というのも入札の制度の話ということですね。具体的にこういう理由があつてこの金額になったというのは、ここではわからないということですか。

○契約課長

過去の経緯があり、その積み重ねの結果で、ここに落ちているということで、端的に説明するのは難しいです。

○田中委員

条例の見直し検討についてということですが、我々がここで申し上げた内容が公契約等審議会に意見として出されて、その中で検討されていくという流れですか。

○契約課長

結論を出すのは公契約等審議会になります。ただし、公契約等審議会と労働報酬審議会それぞれ会議を設定していますので、こちらで出された意見は公契約等審議会に持っていき、公契約等審議会での内容もこちらにお伝えするという形でやっていきたいと考えています。

○田中委員

まずアンケートが行われて、アンケート結果を受けて具体的内容がどうだということよりも、アンケート自体の内容をどう読み解いて、公契約条例でどういう効果があったというような考察は、公契約等審議会でなされるのでしょうか。実は入札制度が大きく変わったときに、審議会ですれまでの入札制度に対してのいろいろな意見、こう変えていくべきだというようなことが出されたと思います。具体的に線をどう引くかというようなことよりも、公契約条例そのものの評価がなされるのでしょうか。アンケートの結果をどう読むかということが大事だと思います。そこをやっていただいた上で、それから議論になっていくのではないのでしょうか。いきなり各論に入るのかという感じなのですが、前にも申し

上げたのですが、平成22年から始まって全国でまだ28の自治体でしか導入されていません。全国に多くの自治体がある中で、10年経っても28自治体でしかない。23区では比較的が多いですが、国でも都でもやっていないということも含めてみて、そこをまず足立区として評価した上で、それから線引きはとなるのではないのでしょうか。入口が大事だと思っています。そこを公契約等審議会では是非議論していただきたいと思います。各論について言えば、我々としてはなるべく下げないでください、下げないで簡単にとということになります。

○早川委員

下げない理由は何ですか。

○田中委員

やらなければならないことが増えて大変だからということではないでしょうか。

○早川委員

労務台帳の作成など事務負担が非常に増えるから下げないでほしいということが、これまでにずっとおしゃってきたことだと思います。公契約条例ができて10年経って、野田市以下、それぞれ初めてのことで試行錯誤しながら条例の改正なり制度をどのようにしたらいいかという検討をしながら進めてきているのだと思います。その結果がこちらの資料に出ているとおり、提出書類はABCが主だったのが、最近のトレンドとすればFなど、より簡単になってきています。そういうところから言うと、足立区は現在はCですが、それを見直す形で検討すれば、事業者が言っている事務負担の軽減にも大きく繋がることなので、下げることにに対してハードルが下がったのかなと思うのですがどうでしょう

か。

#### ○田中委員

その議論の前にすべきことがあるのではないかと申上げたいことの一番であって、各論になればそういう話になると思います。そこは同意します。

#### ○契約課長

アンケート結果の評価ということでは、まずはアンケート調査結果の20頁に条例適用範囲の拡大ということで、拡大、現状維持、縮小というところとそこに対する付随した意見のところをまとめさせていただいております。私どもとしては条例制定をしているところであり、議会ともやりとりしながら区の施策として公契約条例を運用し、区の契約現場で働く人たちの賃金保障、労働者に対する収入の確保であるとか労働環境の向上に資するという目的は既にオーソライズされているものであり、その延長線で考えなければいけないというところに立ってはいます。その上で20頁からの結果について、これをどう分析するかということになるのかと思います。確かに縮小すべきというのがありますが、拡大すべき又は現状のままというところも、それなりにいただいているとともに、一番多いのはわからないでした。そういう意味では、今のやり方を変えていくのが取るべき方向性なのかというところで、今回の見直しということになります。基本的には条例をなくすというところはありませんが、例えば極端な言い方をすれば、今は賃金条項型でやっていますが、賃金条項を設けていない自治体も全国で20や30はありますので、そういう検討もあり、前に進むだけでなく、後退することも含めた検討をしていただきたいということがあります。もしそういうご判断が出るの

であれば、賃金条項をなくし理念型にするという選択もあります。もう一つ、他自治体の話になりますが、確かに全国では賃金条項型が28、理念型も含めても60くらいしかありません。しかし、足立区が属する23区の状況を見る限りにおいては、おそらく都市部における課題等もあると思いますが、増えてきているという意味では必要がある、そういうトレンドが足立区が乗るべきトレンドではないかなと思っているところです。都市部と地方とでは違いがあると思うのですが、どうでしょうか。

#### ○早川委員

私が思うには、都市部で公契約条例が広がっているのは財政の問題もあると思います。公契約条例適用現場になれば、予定価格も当然上がるということがあると思います。23区は地方に比べて財政的にも恵まれていますし、それと地方と都市部の大きな違いは、我々のような労働団体がきちり行政に対して公契約条例の必要性をお話しできているかどうかということもあると思います。やはり東京の労働団体と地方の労働団体とでは、組織数が明らかに違うので、その辺も大きく影響していると思っています。

#### ○契約課長

田中委員のご発言は重要な根幹のお話であり最もだと思います。しかし21頁のようなことからというところもあります。

#### ○田中委員

各論は各論でいいのですが、その前段の議論もやってほしいというのが強い希望です。

#### ○北野委員

委託契約についてですが、足立区は9千万

円以上という中で、他自治体は1千万円以上というのが多いです。そうした現状から、施設清掃、学校給食、学校用務、施設・設備の保守点検等という大変な環境で仕事をされている労働者のところまで枠を広げてはどうかというご説明でしたが、私どもとしてはいいことだと思いますし、予定価格も9千万円から4千万円に引き下げて拡大することは歓迎するところですが、他自治体と同様に1千万円のラインまで拡大していただけると、他自治体と足並みが揃うのかなという気がしますので、ご検討いただきたいと思います。

#### ○契約課長

金額ではなく業務内容だけで判断したいという思いはあります。しかし、資料2にあるように、これだけの件数になり、そうしたときにボリューム的にやり切れるのか、また、広げたときに賃金の担保性、これが薄くなってしまうことの懸念がありまして、その辺から4千万円というのができる最大のところかなということで、本日お出しさせていただいています。その中で焦点になったのは給食調理ですが、区で力を入れている施策であるとともに、世の中で騒がれているところもあるので、そこはしっかり拾いたいというところからの4千万円です。他自治体の中で件数が多いのは、川崎、新宿、世田谷ですが、ここがやり切れているのかというところもありますので、そこは研究していきたいと思えます。

#### ○北野委員

拡大することで区の負担が格段に増えてしまうことは理解します。しかし、今回提示していただいている台帳方式から報告書方式への切り替えというところで、そうした要素も踏まえて最大限どこまでやっていただけるの

か再度の検討をお願いしたいと思います。それと労働者への周知と申し出のシステムですが、きちんと確立をしていただき、最終的には労働者の保護に繋がるような制度設計をしていただきたいと思います。

#### ○契約課長

周知のところについては、前に進めることは区としても方向性は同じだと思いますので、対応させていただきたいと思います。

もう一つ、どこまで引き下げるかについては、私どもも広げたいが心配もあるというところで、今回一気呵成にやるのか、先を見据えてやるのかによって引く線が違ってくるのだらうと思っています。というのは、今回10年目にあたって初めて見直すわけですが、ここで次をお見せせずに見直そうと言えば、今回行けるところまで行ってしまおうという議論にしかならないと思います。ですので、ここについては見直しは10年後、途中、定点でアンケートをとってというところも重ねながら、考えていきたいと思っています。それを踏まえて、決着点についてはやりとりさせていただきたいと思います。現実的にできるところというのも大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○田中委員

様々な意見があると思いますが、現段階でイメージされているのは、資料5の見直し案検討表の中のどれでしょうか。

#### ○契約課長

1億円以上と思っています。事業者の負担感というところで、Cランクが入ってくるのは懸念材料です。

#### ○田中委員

委託、指定管理についてはどうですか。

○契約課長

委託については、業務のところは11業務まで広げるべきだろうと考えています。4千万円のところは最大限に見積っているところもあるので、ここはもう少し上で収まると実効性が担保できるのかなと思っています。

指定管理については、学童、福祉施設も含めた全部に広げるというのが線かなと思っています。

○田中委員

②の事業者の負担軽減についてはどうですか。案3でしょうか。

○契約課長

足立区は今C方式なので、労務台帳はやめたいなど。それに替わってどこまで求めるかということになります。資料3でCDEの報告書方式の他自治体の様式も資料で付けさせていただきます。ここには労働法関係のことも結構入ってしまっていて、足立区は賃金のところでやってきていましたので、そこまで入れるのか入れないのか、議論の一つになると思います。その部分について区がどこまで縛れるのかはグレーなところもあるようですし、ご相談しながらと思っています。

○早川委員

今の課長のお話では、工事の想定は1億円ということでした。理由としては、Cランクの事業者にも公契約条例関係の書類提出を求めると戸惑いがあるのではということでした。私の意見では、Cランクの事業者が入ったとして、その事業者にとっては初めてのこととなりますが、10年前に始まったときABランク事業者にとっても初めてのことだったわ

けです。提出書類を簡素化し労務台帳を求めないことにするのであれば、Cランク事業者でも対応できるのではないかという思いがあります。公表区分が事後公表と事前公表とでは、落札率が変わってくる傾向があると認識しています。事後公表になってくると落札率が低くなっていく傾向がありますので、低くなった分、労働者の賃金に皺寄せがあるのが労働者側としては一番心配なところ。労働者の賃金をしっかり担保する上で、公表区分に合わせた設定がいいのかなという思いがあります。

○契約課長

ランクというのは会社の規模と基本的に比例している部分があって、こうしたことを管理する事務員などのスタッフがいない可能性が高いのではないかと考えています。もう一つは、労務台帳の区への提出は求めない形になるとしても、何かあったときに立ち入り調査ができる仕組み、それは必要だと思っています。それに対応してもらうためには、労務台帳は提出しなくても、全く何も作らなくていいということにはならないので、見かけは軽減されますが実質的にやることは残るのではないかと考えています。そういった意味では、会社の人員体制の話と見えなくてもやらなければならないことがあるということを考えてときに、Cまで落とすことには不安材料があるかなと思っています。

○早川委員

いくら小さな会社だと言っても、賃金台帳は作らなければならないものです。何かあったときには既存の賃金台帳で対応できるのかなと思いますので、Cランクでも十分やり切れるイメージは持っています。



○契約課長

絶対やれないのかと言われれば、そこまで強い思いがあるわけではありません。先ほど先を見据えてというお話をしました。一足飛びに行くのかどうかというところで、今回の結論の附則でもいいのですが、例えば今回は1億円です、ただし次回に向けては対象事業者の拡大をとか入れてはどうかと思っています。実際に制度を動かすと、たぶんいろいろ出てくると思いますので、その不安が先に立つというのが率直なところです。

○田中委員

我々は入札制度が大きく変わったことだけでもどうなるかと不安を抱えている中で、公契約の制度も拡大となるとどうになってしまうのか、定量的ではありませんが、そう思っています。何をやっているんだと言われそうな気がします。

○小倉副会長

先ほど早川委員の方から、事業者の範囲が広がっても3帳簿くらいは備えているのだからとありました。労働基準法上は揃えておかなければいけないものなので、当然あるべきものではあります。私は委託契約や指定管理で足立区がやられている労働条件審査ということで、社会保険労務士としてこうした事業者を定期的に回って、労働法をきちんと守っているかチェックをさせていただいています。その中で、帳簿が揃っていないというケースが結構散見されていて、管理の方法が悪かったり、帳簿がなかったりと、そこまで手が回っていない事業者がいらっしゃいます。明細はあるが賃金台帳としてはないということとかが正直あります。Cランクの事業者といえども守っていただいているべきということはあるので、条例対象が広がることで

意識はしてもらえるのかなという期待はありますが、一足飛びには難しいのかなと、人員が足りなくて手が回らないというお話は現状でもありますので、きちんとできない事業者もあるのかなという気はしています。

○契約課長

工事現場で言いますと、区と契約している事業者の下請の分の報告も求めているところもあります。自社の中で完結することならば何とかという気はしますが、下請とのやりとりも含めてしまうと、Cランクにやっていたかどうかというのは厳しい状況があるのかなと思っています。

○小倉副会長

今後それでは困るので、しっかりやっていただけるような方向性に動いてほしいと思いますが、一足飛びであれもやりこれもやりとなると大変なのかなと思います。

○早川委員

仮に提出書類を報告書Fと選択した場合、区の方でどういう事務作業が想定されるのですか。

○契約課長

Fになると、ほぼなくなると思います。Fという選択をするということであれば、もう少し検討の余地があるかもしれません。

○早川委員

Fを選択すれば、普通の契約と公契約条約の契約とでは、事務作業的にはそれほど差はないということですか。

○契約課長

Fについては、これが出てきているかどうか

かの確認で、その中身のチェックというのは、ほぼ生じないですね。ただし、これだけおおまかなものになるとおそらく実際の運用では問題がいろいろ出てくると思います。おそらく本人申し出が頻発し回らなくなる懸念もあるかなと思います。

#### ○早川委員

そうするとFを選択している自治体の動向を見ていく必要がありますね。

#### ○契約課長

そうですね。Fが本当にどこまで求めているかということと、申し出制度と抱き合わせているのかという話ですね。DEFについては申し出の発生はどうかということはあると思います。いままでCでやっていて、申し出はあるけれども、また今回もアンケートで貰っていないかもという声はあったんですけども、潰してこれではいけません。その結果を踏まえてDEFに落とせないかという話ですので、採用しようとする方法がそうしたことの担保ができないものなら、それを採用するという選択にはならないわけで、DEFの自治体の話は聞いてみたいと思います。

#### ○工事契約制度改善担当係長

採用しているところはいずれも直近に導入したところですが、一つは導入して間もないため、実態としてはまだ動いていません。もう一つは理念条例が元々あってFに切り替えたというものです。お話を聞いたところでは、事業者の負担感について他自治体から聞いて、それを参考にこの形にしたということでした。事後チェック型ということで切り替えていますので、事前にどうこうということではなく、何かあったときに対応するというように考えているということでした。いずれ

も導入が最近なものでして実例としては出ていないところです。

#### ○契約課長

負担を軽減したときにどこまで広げるのかという議論にもなっていますが、労働者への周知についても説明させていただきます。

#### ○工事契約制度改善担当係長

周知につきましては資料4に一覧があります。周知の方法としては、一番下からになりますが、お知らせ・チラシという足立区もやっているやり方で、この会場にも貼っているこのポスターを現場に貼っていただいているものと、チラシ等を配っていただくものなどです。アンケート調査で見ますと、アンケート調査結果の48、49頁になります。どれほど知られていますかということについて、3分の2の人は知っていますと答えているのですが、裏を返せば3分の1は知らないということになっておりまして、何で知りましたかというところでは、工事はこのポスターを貼っていただいていますので、それが6割と、効果的なところはあるのですが、委託や指定管理では様々でして、中には口頭でというのもありました。本来は書面で伝えてくださいと区の方ではお願いをしているのですが、口頭で知りましたというのがあるということで、その辺の実態を踏まえて強化をしていったらよろしいかなと考えております。資料4に戻っていただいて、書面での知らせ方で効果的な方法はということで、ア確認書、イ通知書、ウ周知カードというのが、他自治体で行われているものです。確認書というのは、一人ひとりにご説明してそれぞれから署名をもらっていただくという形です。通知書というのは、一人ひとりにあなたの労働報酬下限額はこうです、申し出はこういうふうに

できますというものを作って、一人ひとりに配るといった形なので、先ほどの労務台帳作成の事業者負担を少しでも軽くして拡大してこうという議論の中では、アとイの方策は区がやろうとする方策としては取りづらい、逆行するような形になるので、あとは周知カードということになります。ピンク色のサンプルをお配りしていますが、こちらを各事業者から労働者にお渡しいただいて、ここにQRコードがあるので、それをかざすと区のホームページに飛びまして、ご自身で確認ができる形というものです。労働者への周知を確実なものに、強化していくものとしては、この周知カードというのが事業者の負担をある程度抑えられ、効果的なものでもあるのかなということで事務局として考えた案ということでお示しさせていただきました。

○契約課長

周知カードは労働報酬下限額がわかり、裏の方に何かあれば申し出する電話番号も記載しているので、財布等に入れておいていただければいいのかなと思います。貰ってないのではというときですが、アンケートで多かったのは月給の方が1時間当たりの金額を計算する過程を間違っているものでした。計算できるようなシートもQRコードで飛ぶ先に設けて、それを使うと1時間当たりの金額が出るようなものも用意すれば、正確に測れるようなしくみになるかなと思います。

○早川委員

お話を聞いて私も、周知カードとお知らせ・チラシの二本立てがいいのかなと思います。確認書で言うと、私たちも携帯電話の契約などで読まずにサインするなんていうことがありますので、ウとエがいいと思います。ここに貼られているポスターですが、適用現

場には全部貼られているのですか。

○工事契約制度改善担当係長

貼られております。

○早川委員

要望ですが、我々も組合事務所に告知用にポスターを貼っていて、大きければ大きいほど目立つということで、特に目立たせたいときはA0サイズでやっています。このポスターも大きいのですが、サイズ拡大をご検討ください。

○工事契約係長

予算の問題があると思います。

○契約課長

お話をいただいたので、予算を付けられるように検討したいと思います。貼る場所のスペースもいろいろあると思いますので、何種類か用意して選択して貼っていただけるような方法もあるかと思います。

○早川委員

周知カードはとてもいいと思いますが、これが現物ではないですね。

○契約課長

あくまでたたき台ということで、これからということになります。文章も含めて改良の余地はいくらでもあります。

○早川委員

あとはラミネート加工等、強度も工夫した方がいいと思います。

○契約課長

破れない紙などもありますし、そこは工夫

します。

○工事契約制度改善担当係長

先に言ってしまっただけで申し訳ありませんが、予算の問題があると思います。拡大されれば万単位にもなりますので。

○北野委員

せっかく配られても、財布の中でボロボロになってなくなってしまったということでは、本末転倒で意味がないので、できるだけいいものをとという気がします。

○田中委員

アプリなどはどうでしょうか。カードにすると持ち歩かないといけなくて、困ったときタップすると出てくるというものなら持ち歩かなくて済みます。

○契約課長

もし作れたとしてですが、アプリだとそもそもダウンロードしてもらえないというところがあると思います。区のホームページにも情報は載せていますが、いきなりデジタル媒体へ見に行くということはないですね。手前でそこに繋がるツールとしてこれが必要だと思っています。

○田中委員

一回は持ってもあとは持ち歩かなくていいようなものならいいなと思います。

○契約課長

そうすると一度アクセスしていただいて、アプリではなくたぶんお気に入り登録するような形でしょうか。

○田中委員

たぶんここが、知ってもらおうというところが一番の肝になるのだと思います。

○小倉副会長

最初のアクションは何か配られたものでないといけないのではないのでしょうか。何かこれでアクションを起こしたら、例えばワンクッションでポスターに飛んでいく、それでこの職種だとこの金額だということがわかる、もっと詳しく知りたいなら、その先ホームページにも飛べるということであれば、次のアクションを起こしてくれるのだと思います。最初にこのカードなしに自分から見にいってみようとはならない、興味がないと思います。予算のことがあるので申し上げづらいのですが、本当は足立区のマークが入っていたらと思います。このポスターはアニメだったからという話もすごくありましたし、何となく絵柄がないと若年層になるほどすぐ捨ててしまうのではないのでしょうか。何だかわからなくて真剣に見れなくても、足立区のマークがあれば区役所のもので大事なものという認識を瞬時にしてもらえやすいのかなという気が少しします。

○契約課長

デザインについても、これだけのものを作るときには、庁内のデザイン担当に確認をしていきます。その中で足立区マークを必ず入れろとなってきますし、インパクトのある字体やデザインといったところもハードルになってきます。

○小倉副会長

アンケート結果を見ると、先ほどのお話からは6割7割に留まっているということですが、あった方がいいですかということには、増えた方がいいという回答が高いようです。

やはりなくす方向ではなく広げたいという気持ちも労働者にも持っていていただいているのであれば、もっと広く知っていただけるといいのかなと思います。

○田中委員

労働報酬下限額以下で働いている人というのは、全体としてどれくらいいるというような肌感みたいなものはありませんか。それは公契約条例適用現場だけではなくということですが。

○早川委員

私が職人からヒアリングしているのは公契約条例適用現場だけなので……

○田中委員

常雇だと結構払っているなという感覚があり、そういう金額でなければ逆に高い方に行ってしまうというイメージがあります。実態はどうなんでしょうか。

○工事契約制度改善担当係長

アンケート結果で52ページですが、適用現場とそれ以外で賃金は違いますかという質問に、工事では変わらないという人が6割と、大きな差はないのではないかと、推察の域ではありますが、そういう感じを持っています。

○契約課長

特に下請や一人親方になると、おそらく足立区と埼玉県との境になるので、働き場所によって賃金のレベルが違い、それがここにどれだけ入っているのか難しいです。分析するには、もう一段二段しっかり聞かないとということもあります。

○工事契約制度改善担当係長

工事の方々も月給が思ったより多かったです。なので現場によって給料が変わるということは、以外にないのではないかと今回感じました。そして適用現場だから賃金が上がるということもないのかなと、裏読みですが感じています。工事現場のアンケートの回収率が低かったのも、賃金がどこの現場だからどうだという意識がそれほどないのかなというところも一因かもしれません。

○設楽委員

職人の感覚では、どこの現場で働いても一定金額は貰いたいというのが強いと思います。逆に言うと自分が考えてる金額が貰えなければ来ないです。実際にはそれ以上に出していますが。なお、月給でもいいのですが、いろんなものが差し引かれるのでいやだという話もあり、一日働いていくらと決めることもあります。

○小倉副会長

労働者は月給制だからというだけではなく、足立区の業務もやるけれども他のところでもやっているのでも、延べになってしまうと自分の肌感としてよくわからない。その結果のアンケート結果という感じではないでしょうか。繰り延べてしまうと、その中にいろいろなものが混ざってしまい、区別して回答ができていないのかなという感じですが。それと、委託と指定管理では低いと答えた方が結構いて少し気になりました。どうしてなのかなという気がしました。

○設楽委員

指定管理など一番末端で働いている方というのは、例えばスーパーのレジなどでも一定、ここでやっても一定、仕事の中身が違う

かもしれませんが、そういう感覚でしかないのじゃないですか。パートタイムの金額は普通の労働者と同じように考えていて、いくら貰えるかということだけが肝なのではないかというところだと思います。

○田中委員

区の労働報酬下限額イコール時給になっているんですね。

○北野委員

今の委託については、東京都の最低賃金に多少上乘せした金額だと思います。周辺のパートの時給というのは確かに最低賃金で括っているところもありますが、それに上乘せしていかないと人が集まらないという状況がありまして、働こうと思う人は10円でも20円でも高い方に行ってしまう。仕事の内容もいろいろだと思いますが、高いところだと最低賃金より100円、200円高くした求人も出ていたりしますので、どうしてもそちらの方に行ってしまうし、それに比べると低いという感覚になってしまうと思います。実際に低いというところが指摘されてしまうと思います。

○契約課長

足立区という行政の看板でなければ、たぶんもう少し賃金を上げないと人が集まってこないと思います。おそらく足立区の業務委託、足立区の指定管理というところの、とりっぱぐれがないところとか労働環境とか、そういうところで選ばれる方は他よりも安くてもという選択をされるのではないのでしょうか。民間では高いけれど忙しいという仕事がいっぱいありますので、そういうところのギャップもあるのかなと思います。

○北野委員

逆に見てしまうと、足立区がこの金額だからうちもこの金額でいいという形で、地域の賃金相場を引き下げてしまう一つの要因にもなりかねないと思います。区が最低賃金、来月から1113円になりますが、区が1113円だからうちもそれでいい、そんなに高い給料を払わなくても区がこれなんだから来てもらえるというところの目安になってしまうと、逆効果になってしまうので、やはり上げてもらう方向でお願いしたいと思います。

○契約課長

公契約条例の一つの目的でもあって、足立区の下限額は1130円になっています。東京都の最賃は改定されて10月から1113円になりますが、それよりも高い金額としていますので、この条例があって少しは貢献できているのかなという思いはあります。

○北野委員

毎年30円規模で最賃が上がっていくと、すぐに追いつかれてしまいます。

○契約課長

そのために、このあと来年度の下限額のお話になりますが、状況を見ながらと思っています。

○早川委員

先ほど田中委員から賃金の肌感云々という話がありましたが、9月14日に組合の方で江北健康づくりセンターの現場に行って調査をしまして、12人から回答を得られています。年齢や経験年数、職種を聞いたりもしましたが、数字だけ言うと、1万3千円、1万8千円、2万5千円、1万円、1万3千円、1万5千円、1万円、1万1千円、2万円、

1万6千円、1万8千円、2万円と、非常に厳しい結果という状況でした。9月21日もありまして、2万3千円、1万6千円、1万8千円と、実態は厳しいのかなというところ です。

○北野委員

それは下限額が払われてないということですか。

○早川委員

その可能性も非常に高いということです。

○田中委員

ちゃんと聞かないとわからないですね。

○早川委員

調べ方に関しては、アンケート表のようなものを用意して、賃金をいくら貰っていますかと1万円から千円刻みの数字に指を指してもらう形で聞いています。リアリティはあると思います。そういった声を受けて、現場実態はどうか、我々審議会委員のメンバーも知らなければいけないということで、世田谷区と練馬区では現場へ休憩時間や仕事が終わった後の時間に出向いて、お話をしているというような話も聞いています。

○田中委員

調査ではこのことを伝えているんですね。

○早川委員

当然そうですね。公契約条例のチラシを組合で独自に作っていますので、それを渡しながら調査をしています。

○田中委員

ありがとうございました。あと審議することは。

○契約課長

いろいろご意見をいただき、また進行の中で工事は委託はと種別にどこまで求めるのか、私どもが発言をさせていただき、それに基づいてご意見をいただき、一定の線は見えたかなと思います。これが終わった後にもご意見をいただいても構いません。公契約等審議会については10月6日にこの案件だけの審議という形で開催します。そこで本日もいただいた意見等も持ち上げて、やりとりさせていただきたいと思います。

○早川委員

公契約等審議会はどういうメンバーで構成されているのですか。建設に明るい方もいるのですか。

○契約課長

建設に明るい方という感じでもないです。

○早川委員

そうすると本当に学識経験者……

○契約課長

学識と財務の方が見れる方等です。

○田中委員

審議会委員というのは公にされているんですか。

○契約課長

公にされています。弁護士、大学教授、公認会計士、区の元監査委員です。今回の議論に関してフラットに見ていただけるメンバーだと思います。

◆議案第4号 令和6年度労働報酬下限額の算定方法等について（案）

【契約課長が議案について説明】

○北野委員

業務委託の下限額については、現在が1130円、都の最賃が1113円と、どんどん差が縮まってきています。引き上げの幅をもう少し大きくしていただけたらと思います。それと、指定管理の保育士についてのみ業務委託の金額に100円加算されていますが、他の自治体を見ますと、例えば警備員や学校給食の調理士、栄養士等、職種別でかなり加算している部分もあります。昨年、私ども連合足立の方で区内在住の組合員を集めまして、地域ミーティングを開催しました。かつて学校給食の現場で栄養士として働いていた方の意見で、栄養士の職場は職場環境もよくなく賃金も安い。どういうことか聞くと、火や水を使う職場で職場環境も熱かったり寒かったり、賃金も安いという話がありました。昨年、連合足立の方から要望書という形で区へ出させていただいたところ、設備に関しては冷房を付けてます、水はけのいい職場にしていますという形で、職場環境については改善されてきているという回答をいただきましたが、賃金に関しては、どうしても公契約条例の業務委託の部分の括りがあって上げることができないのだという回答をいただいています。ということで、やはりこの部分、特殊な職場であるとか、通常の事務作業、軽作業とは違う職場で働いている労働者の賃金については、もう少し加算するような算出方法をとっていただきたいと考えています。先ほど少しお話ししましたが民間の賃金相場を引き上げていけるような労働報酬下限額の設定をご検討いただきたいと思っています。

○契約課長

そのような背景があることは承知しております。参考となる形についてですが、どこが標準になるのかというところもなかなか苦慮しているところでして、その辺は勉強させていただきたいと思います。

○北野委員

もう一点、先ほどからの引き続きという形になるのですけれども、業務委託に関しまして、今後は適用の拡大ですとか、予定価格の引き下げを考えているということなのですが、業務委託の職種ごとの人数、どういうところでどれだけの方が業務についているのか、数字として実態把握をしたいと思いますので、人数を出していただけるようお願いできないでしょうか。

○契約課長

業務委託については事業の成果というところで求めているものなので、私どもは人の運用については、事業者へお任せと言いますか、こちらで見る必要がないものとなっております。申し訳ありませんが困難と思います。

○渡部会長

この案件については次回も審議することですね。

○契約課長

第2回の審議会でご審議いただきます。

○渡部会長

本日の審議はここまでということでよろしいでしょうか。



ー全委員了承ー

○渡部会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

**【契約課長が次回日程について調整、12月13日開催と決定】**

**【本日の議事録は事務局で作成し、各委員に送付、委員の内容確認後、区長に提出することを確認】**